



一般廃棄物会計基準

一般廃棄物会計基準とは

- **環境省**が平成19年6月に公表
- 「一般廃棄物会計基準」とは、一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の**標準的手法**を示すもの
 - コスト分析の対象となる費用の定義
 - 減価償却方法 等
- 廃棄物会計基準に基づいて原価等を算出するための**支援ツール・同マニュアル**を環境省ホームページよりダウンロードできる

- ① 一般廃棄物会計基準
- ② 支援ツール(エクセル)
- ③ 支援ツールマニュアル

一般廃棄物会計の目的

■ 廃棄物会計基準の目的には、以下の二つがあります。

①外部公表目的

- 一般廃棄物会計基準に従って作成した一般廃棄物処理事業の財務諸表を公表することで社会に対する**説明責任**を果たす。

②内部管理目的

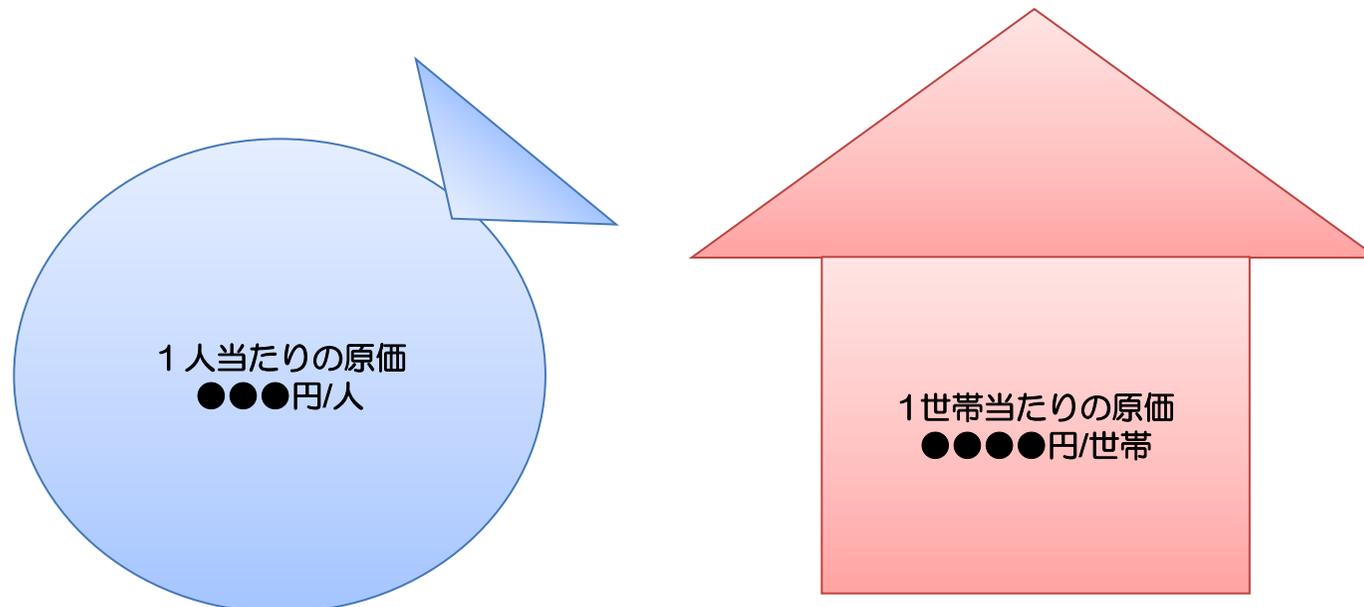
- 一般廃棄物会計を一般廃棄物処理事業の管理ツールとして利用することによって、**一般廃棄物処理事業の効率化**を図る。

ステークホルダーへの説明における活用例(1/2)

活用例①住民へのごみ処理に係る費用を公表

⇒住民のごみ処理に関する関心を集めるために、1人当たりの原価や1世帯当たりの原価等、住民にわかりやすい形で公表する。

- 一般廃棄物会計基準では、対象となる費目の定義や共通経費等の配賦方法、減価償却方法等のコスト分析に関する標準的な分析手法を示している。これを活用して、住民や事業者に対して一般廃棄物処理に係る費用を示すことができる。



ステークホルダーへの説明における活用例(2/2)

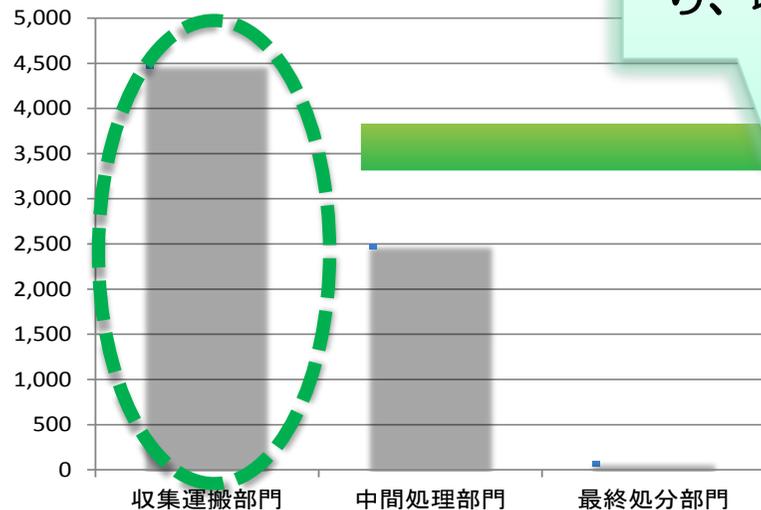
活用例②収集区分・収集頻度の変更

⇒収集区分や収集頻度変更後の費用を試算し、変更前と変更後における費用の違いをわかりやすい形で公表する。

<変更前>

部門毎の費用

■ 費用(万円/年)

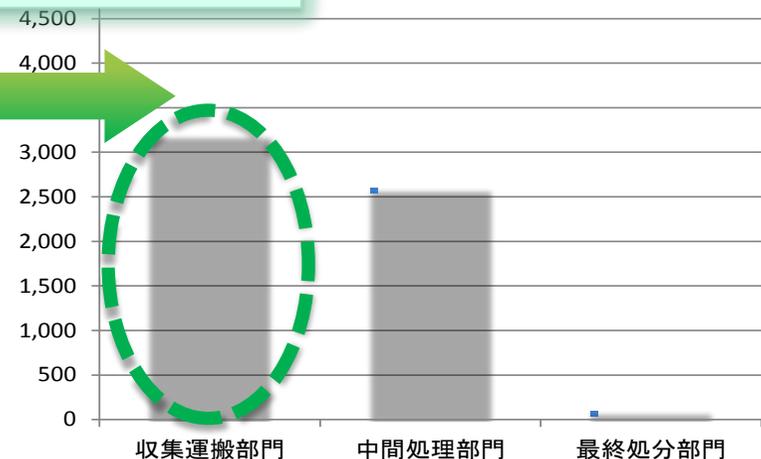


収集区分や収集頻度の変更により、収集運搬部門の費用を削減

<変更後>

部門毎の費用

■ 費用(万円/年)



有料化の料金設定の根拠としての活用例

活用例①有料化の料金設定に活用

⇒廃棄物種類ごとの総原価を算出することにより、ごみ袋や持ち込み手数料の料金設定に活用

- 一般廃棄物会計基準では、廃棄物の種類ごとに原価を算出することができるため、有料化を検討する際の資料として活用できる。
- 廃棄物種類ごとの費用・原価を把握した上で、原価に対する割合を設定すれば、手数料を設定できる。

家庭系ごみの指定袋の料金を、原価の1割＋指定袋の作成費用と設定した場合

<原価の1割>

$$\frac{38\text{円/kg} \times 1\text{割}}{1} = 3.8\text{円/kg}$$

<45リットル用の袋の場合>

45lを可燃ごみの嵩密度「4.09l/kg」を
 基に、重量に変換

$$\frac{45\text{l} \times 1}{4.09\text{l/kg}} = 11.0\text{kg}$$

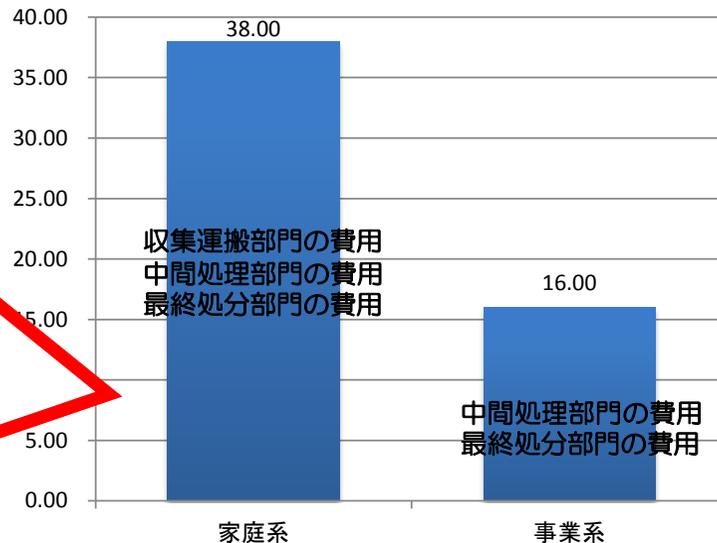
11.0kgの場合

$$\frac{3.8\text{円/kg} \times 11.0\text{kg}}{1} = 41.8\text{円}$$

⇒45lあたり「41.8円」

家庭系ごみの指定袋（45l）の料金を、
 原価の1割に指定袋の作成費用（1袋あたり8円）を上乗せして、「50円（42円＋8円）」と設定

可燃ごみの発生量あたりの総原価（円/kg）



事業系ごみの持ち込み手数料を、
 原価の8割と設定した場合

<原価の8割>

$$\frac{16\text{円/kg} \times 8\text{割}}{1} = 12.8\text{円/kg}$$

/kg

<10kgあたりの手数料の場合>

10kgの場合

$$\frac{12.8\text{円/kg} \times 10\text{kg}}{1} = 128\text{円}$$

⇒10kgあたり「128円」

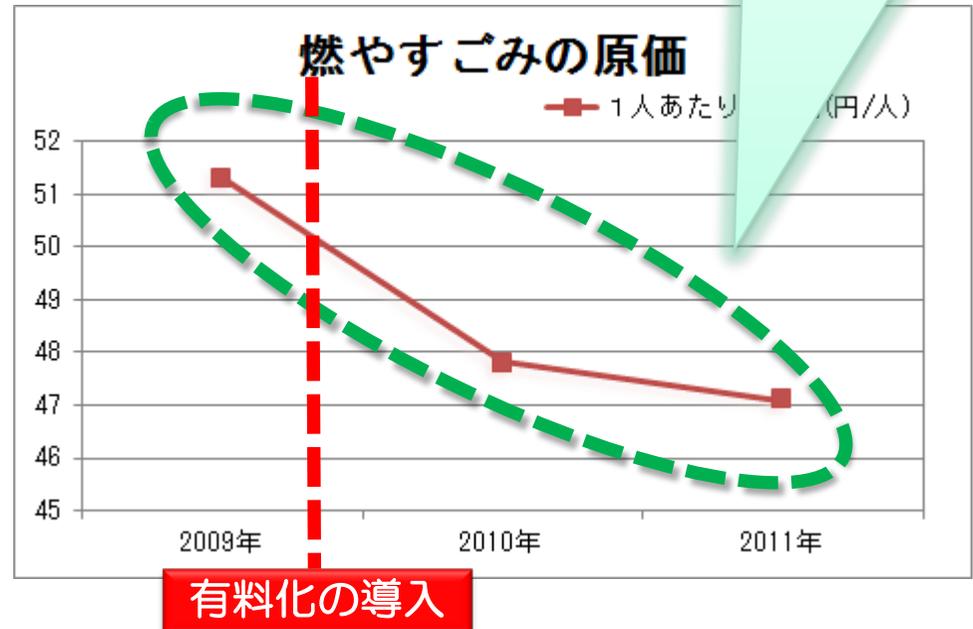
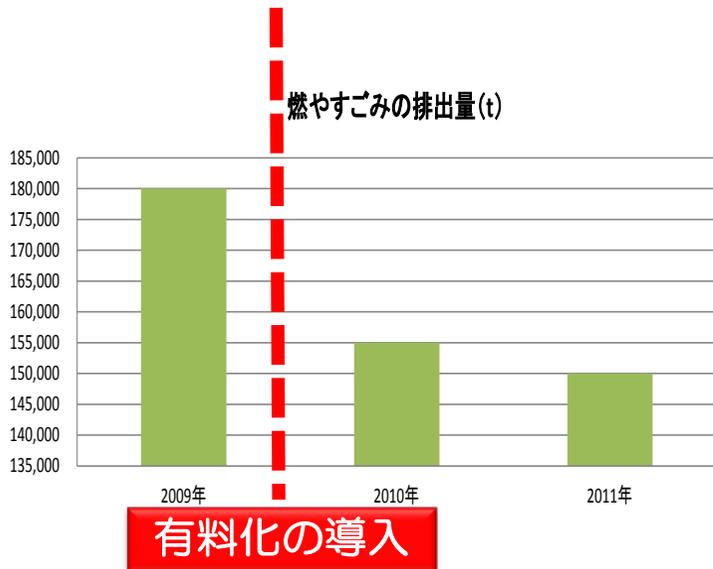
事業系ごみの持ち込み手数料を原
 価の8割とし、10kgあたりの持ち込
 み手数料を「128円」と設定

有料化導入の効果検証の活用例

活用例②有料化導入の効果検証に活用

⇒有料化導入前後の排出量や1t当たりの原価、1人当たりの原価等と比較することで、ごみ削減量だけでなく費用面での効果検証に活用する。

ごみ削減効果により、1人当たりの原価は低くなっています。

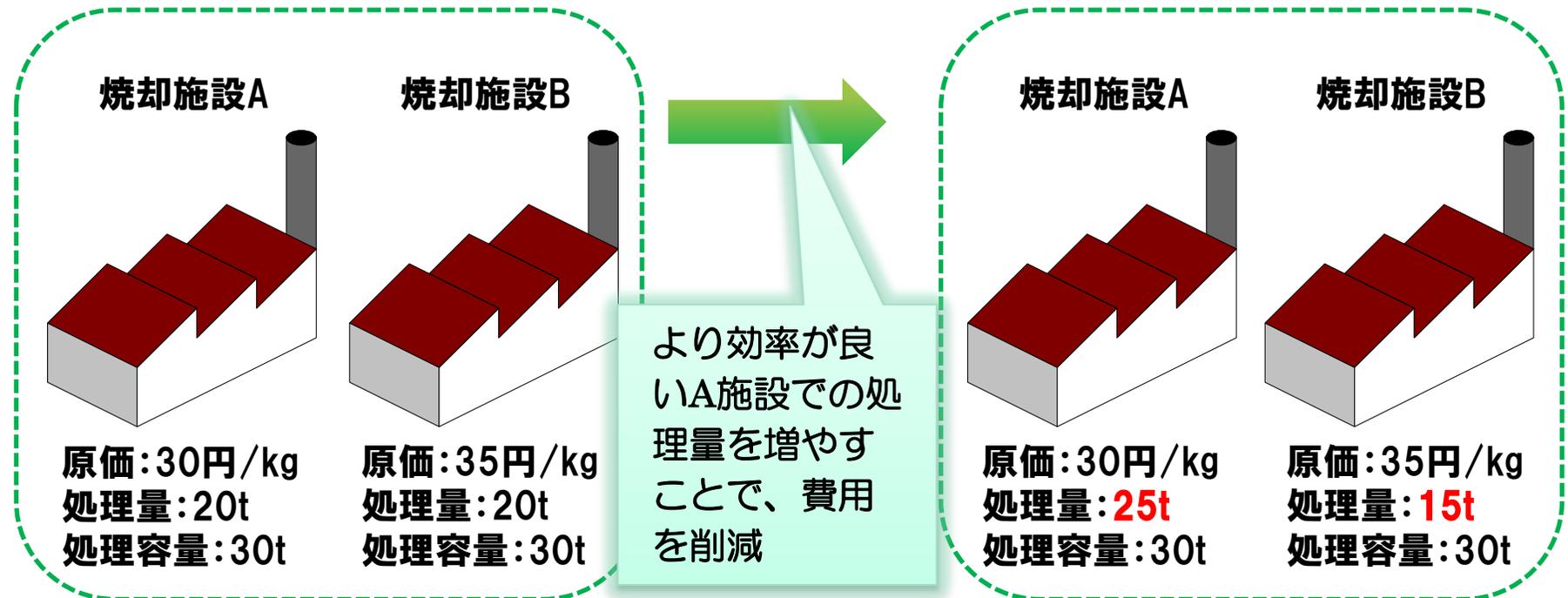


ごみ処理基本計画等の策定や事業体制の見直しにおける 活用例(1/2)

活用例① 保有施設の効率的な活用、更新・修繕計画の検討に活用

⇒施設ごとの原価を算出することにより、より効率的な施設でより多くの処理を行う等の検討に活用する。

- 「原価計算書」に加え、「行政コスト計算書」や「資産・負債一覧」を保有施設(資産)の有効活用、更新や修繕の計画的な実施に活用できる。また、事業体制の見直しにも活用することができる。

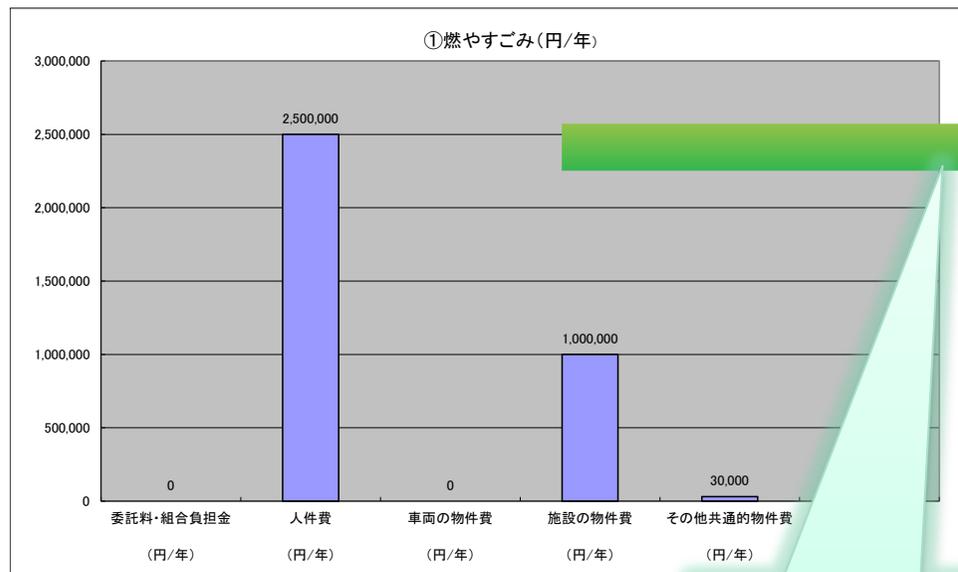


ごみ処理基本計画等の策定や事業体制の見直しにおける 活用例(2/2)

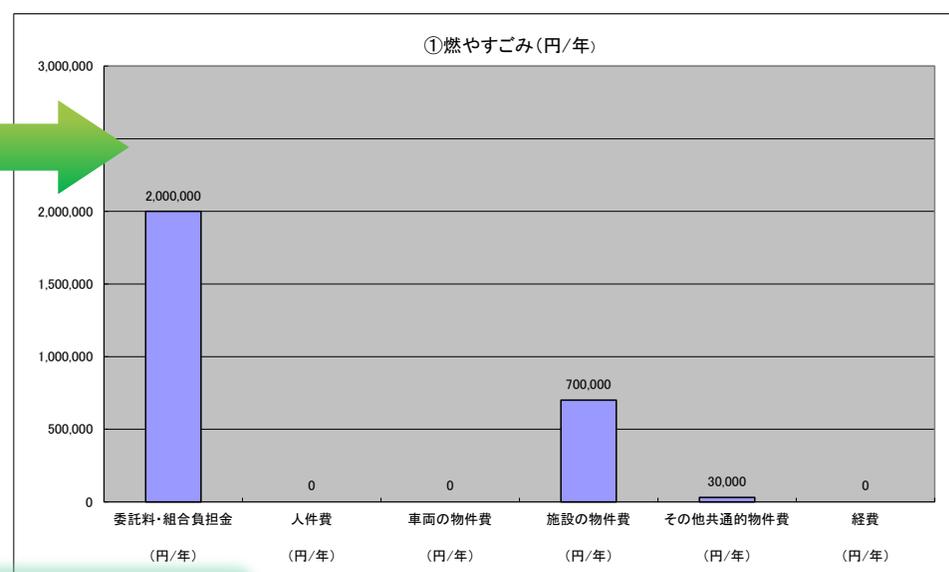
活用例②焼却施設の事業体制の変更の検討に活用

⇒現状の費用に対して、事業体制を変更した場合の費用を試算し、事業体制の見直しに活用する。

<変更前>



<変更後>



PFI等を導入することにより費用を削減

自治体での公表例～いわき市～

いわき市では、平成19～22年度において一般廃棄物会計基準に基づく財務書類一式を作成し、公表しています。

さらに、総費用や部門別費用、1kgあたり原価について平成19～22年度における経年変化を表及びグラフで公表しています。

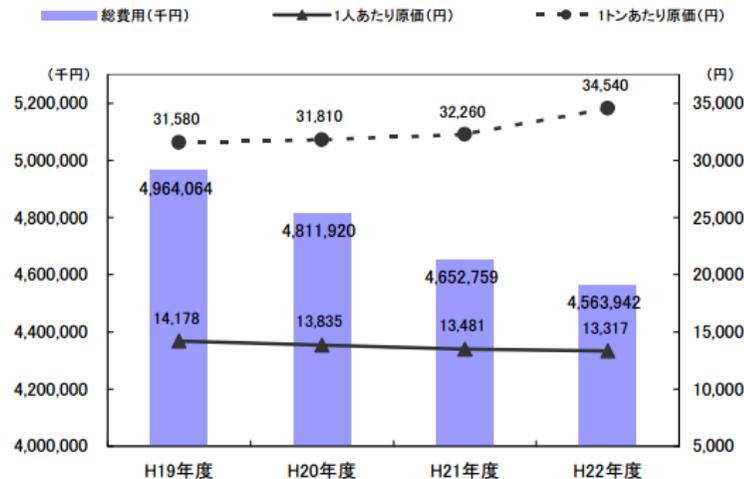
■ 環境省「一般廃棄物会計基準」に基づくごみ処理原価計算(いわき市)

年度	総費用 千円	部門別費用 千円					1kgあたり 原価 円	1tあたり 原価 円	1人あたり 原価 円	1世帯あたり 原価 円
		収集運搬	中間処理	最終処分	資源化	管理				
H19年度	4,964,064	1,132,913	3,062,742	352,188	245,106	171,116	31.58	31,580	14,178	37,948
H20年度	4,811,920	1,113,163	2,955,665	335,932	254,536	152,624	31.81	31,810	13,835	36,409
H21年度	4,652,759	1,122,022	2,829,306	308,598	247,955	144,878	32.26	32,260	13,481	34,940
H22年度	4,563,942	1,117,255	2,758,411	290,715	249,381	148,179	34.54	34,540	13,317	34,069

※古紙類を含めたすべてのごみを対象にコスト計算しています。

※収集運搬部門(委託収集・古紙回収)、中間処理部門(南・北清掃センター・山田粗大ごみ処理施設)、最終処分部門(クリンピーの森・丘)、資源化部門(クリンピーの家)、管理部門(本庁機能)です。

※四捨五入の関係で、総費用と部門別費用の計が一致しない場合があります。



自治体での公表例～川越市～

川越市では、平成19年度より一般廃棄物会計基準に基づく財務書類（原価計算書）を作成しています。
算定結果については、5か年分を公表しています。



ポータルサイト > 市政・ビジネス > 市政情報 > 川越市の環境 > 環境省一般廃棄物会計基準による原価計算書等の公表について
ポータルサイト > 暮らしの情報 > ごみ > ごみ処理に関する計画・データ等 > 環境省一般廃棄物会計基準による原価計算書等の公表について

環境省一般廃棄物会計基準による原価計算書等の公表について

● 一般廃棄物会計基準とは

環境省が平成19年に公表した「一般廃棄物会計基準」は、一般廃棄物処理事業に係るコスト分析の標準的手法を示すものです。

原価計算書は、一般廃棄物（し尿除く）の処理に関する事業（収集・運搬・中間処理・資源化・最終処分・管理）について、一般廃棄物の種類ごとに要した費用・得られた収益・原価を整理したものです。

ダウンロード

- 平成24年度 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書（総括表）(85KB)(PDF文書)
- 平成24年度 一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書（参考資料）(80KB)(PDF文書)
- ごみ処理事業費（過去5年間）(80KB)(PDF文書)

～お問い合わせ～

環境部 資源循環推進課 管理担当

Tel 049-239-6267

Fax 049-239-5054

E-mail shigenjunksan@city.kawagoe.saitama.jp

第3節 ごみ処理事業費 *平成19年度より環境省「一般廃棄物会計基準」に基づき算出。

(1) 部門別経費の推移

単位：円

年度	収集部門	中間処理部門	最終処分部門	資源化部門	管理部門	合計
20	1,720,671,989 (941,650,989)	1,845,187,808 (11,560,353)	176,267,063 (56,832,600)	416,717,202 (112,741,483)	115,521,711 —	4,274,365,773 (1,122,785,425)
21	1,735,563,035 (961,369,170)	1,594,815,665 (11,241,972)	146,375,761 (45,579,300)	417,567,814 (110,784,079)	112,992,574 —	4,007,314,849 (1,128,974,521)
22	1,822,500,768 (995,270,539)	2,425,860,536 (10,936,527)	84,982,460 —	526,727,353 —	177,424,296 —	5,037,495,412 (1,006,207,066)
23	1,825,857,150 (1,004,937,624)	2,454,147,031 (10,563,924)	127,683,269 (58,105,673)	505,962,290 —	173,605,172 —	5,087,254,913 (1,073,607,221)
24	1,799,178,151 (979,218,711)	2,414,477,039 (10,130,862)	152,175,248 (85,142,787)	639,363,111 —	167,230,771 —	5,172,424,320 (1,074,492,360)

※（ ）内は、委託料。

各部門費と合計の値は四捨五入等により合わないことがある。

(2) トン当たり部門別原価の推移

単位：円

年度	収集部門	中間処理部門	最終処理部門	資源化部門	総合
20	22,040	19,730	23,600	45,460	39,857
21	22,780	17,520	24,810	46,190	38,479
22	24,320	27,440	23,420	59,370	49,040
23	23,920	27,230	31,840	57,280	48,700
24	23,389	26,506	47,945	70,197	48,963

(3) 1人当たり・1世帯当たり原価の推移

年度	総合経費	市民1人あたり(円)	住民登録人口	市民1世帯あたり(円)	住民登録世帯
20	4,274,365,773	12,706	336,407	31,380	136,214
21	4,007,314,849	11,809	339,350	28,858	138,865
22	5,037,495,413	14,716	342,318	35,677	141,196
23	5,087,254,913	14,770	344,432	35,496	143,320
24	5,172,424,320	14,941	346,170	35,542	145,528

<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/www/contents/1359003240139/index.html>
<http://www.city.kawagoe.saitama.jp/www/contents/1390370144240/files/H24seisou.pdf>

自治体での公表例～千葉市～

千葉市では一般廃棄物会計基準に基づいて作成した平成23年度のごみ処理経費を公表しています。

部門毎、廃棄物種類毎の経費に加え、指定袋 1 袋あたりのごみ処理費用を公表しています。

	収集運搬 部門費	中間処理 部門費	最終処分 部門費	資源化部門費	管理部門費	費用合計
可燃ごみ	1,606,915,421	6,298,601,599	778,859,708			
不燃ごみ	272,180,251	299,640,129	112,636,857	1		
粗大ごみ	1,097,401,380	124,894,253	49,854,238			
資源物(びん)	247,411,529	0	0	2		
資源物(缶)	458,275,811	0	0	2		
資源物(ペットボトル)	322,787,660	0	0	1		
有害ごみ	9,077,328	0	0			
合計*	4,014,049,380	6,723,135,980	941,350,802	8		

※資源物(古紙・布類)については、再資源化事業者による収集運搬
 ※合計については、端数処理のため、一致しない場合があります。



指定袋 1 袋あたりのごみ処理費用は？



1 可燃ごみ(45リットル) 1袋あたりの処理費用は、約280円

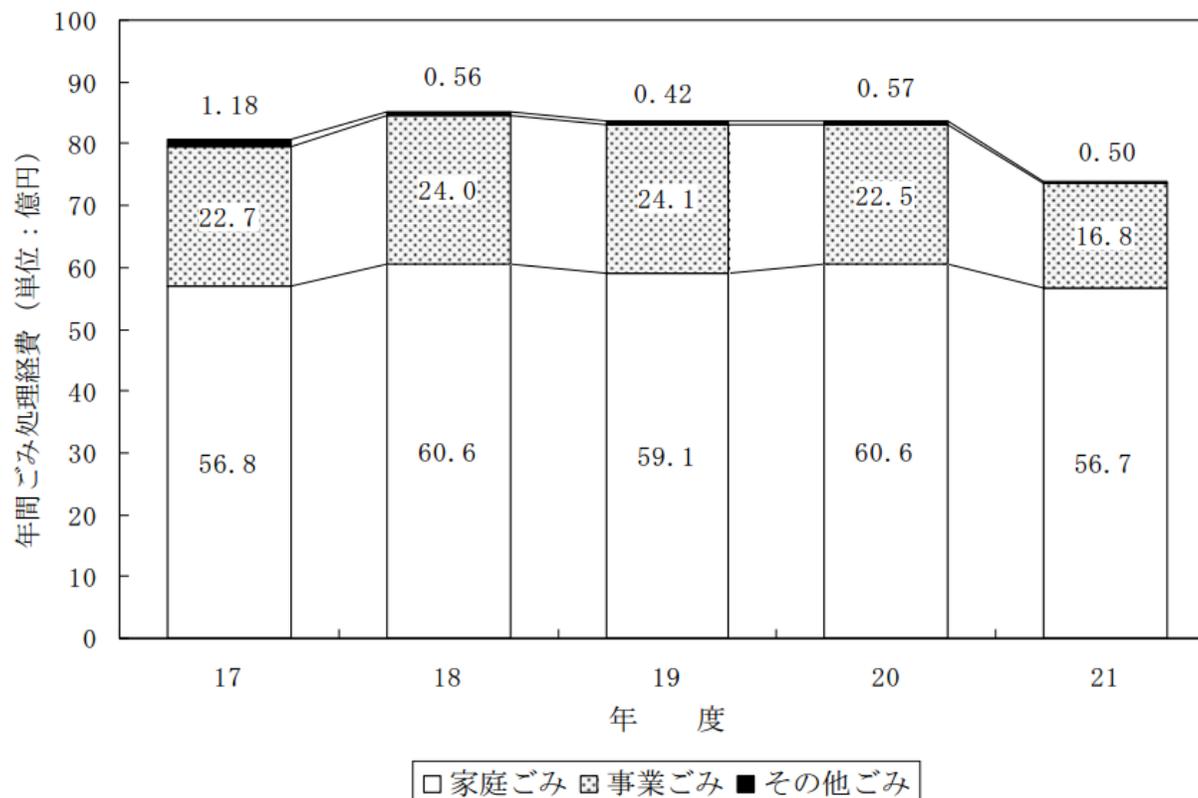
(内訳)	収集運搬費用	約 69円
	中間処理(焼却)費用	約 181円
	最終処分(埋立)費用	約 30円

2 不燃ごみ(20リットル) 1袋あたりの処理費用は、約220円

(内訳)	収集運搬費用	約 110円
	中間処理(選別破碎)費用	約 95円
	最終処分(埋立)費用	約 15円

自治体での公表例～熊本市～

熊本市では、一般廃棄物会計基準に基づき算定した平成18年度～平成21年度のごみ処理経費を「熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成23年3月）」において公表しています。



一般廃棄物会計基準における財務書類の構成

一般廃棄物会計基準に係る財務書類は、以下に示す3つの財務書類から構成されています。

- ①原価計算書
(一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書)
- ②行政コスト計算書
(一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書)
- ③資産・負債一覧
(一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧)

3つの財務書類をすべて作成しなくてはならないということではなく、作成主体が作成する財務書類を選択することができます。

例：原価計算書のみ作成 行政コスト計算書のみ作成

原価計算書の概要

- 対象期間(1年間)に、収集運搬した一般廃棄物・直接搬入された一般廃棄物の**収集運搬・中間処理・資源化・最終処分**が対象。
- **一般廃棄物種類ごとに**、対象期間に要した**費用**・得られた**収益**・**原価**を整理。
- 原価は、部門(収集運搬・中間処理・資源化・最終処分)ごとに部門取扱量あたりの費用で表現。単位は、円/kg。

$$\text{燃やすごみの収集運搬部門原価} = \frac{\text{燃やすごみの収集運搬に要した費用}}{\text{燃やすごみの収集運搬量}}$$

一般廃棄物の処理そのものに係る費用が対象。
一般廃棄物の種類ごとに費用・原価を算出できる点が特徴。

【原価計算書の書式】

一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書(総括表)

対象年度: 2010年度(平成22年度)

	①燃やすごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥無色のガラス製の容器	⑦茶色のガラス製の容器	⑧その他のガラス製の容器	⑨リターナブルびん	⑩ペットボトル	⑪白色トレイ	⑫プラスチック製容器包装	⑬紙製容器包装	⑭紙パック	⑮段ボール	⑯古紙	⑰古布	⑱生ごみ	⑲その他の資源ごみ	⑳その他のごみ	全廃棄物種類
<原価> 収集運搬部門原価 (円/kg-収集運搬量)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
中間処理部門原価 (円/kg-中間処理投入量)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
最終処分部門原価 (円/kg-最終処分投入量)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資源化部門原価 (円/kg-資源化投入量)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

<費用> 収集運搬部門費 (円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中間処理部門費 (円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最終処分部門費 (円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源化部門費 (円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
作業部門費合計 (円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理部門費 (円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
費用合計 (円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

<収益> 収益合計 (円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
--------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

行政コスト計算書の概要

- 市町村が行う「一般廃棄物処理(原価計算書の対象)」を含む、一般廃棄物の処理に関する事業について、対象期間に要した費用及び得られた収益を表したもの。

→ 廃棄物種類ごとではなく、**廃棄物処理全体に係る費用等を整理**

- 「原価計算書」で対象とした費用に加え、「一般廃棄物処理を円滑に実施するための費用」を管理部門の経常業務費用として計上。

行政コスト計算書の対象

原価計算書の対象

一般廃棄物処理を円滑に
実施するための費用

行政コスト計算書の概要

- 一般廃棄物処理を円滑に実施するための費用の例
 - ごみ処理基本計画、分別収集計画などの**各種計画策定**に要する費用
 - 一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理施設の**許可の業務**に係る費用
 - 一般廃棄物排出事業者に対する**指導・管理**に係る費用
 - **広報・普及啓発**に係る費用
 - リサイクルセンターのうち、**広報・普及啓発**に係る費用
 - **不法投棄防止対策**に係る費用
 - 一部事務組合の**議会**に係る費用、**監査**に係る費用
 - **閉鎖した最終処分場の維持管理**に係る費用

一般廃棄物会計基準活用時のポイント

- **全国都市清掃会議による原価計算の手引きを元にした各自治体による原価・費用等の計算方法(以下、自治体独自方式)と大きく異なるものではありません。**
- **廃棄物会計基準と自治体独自方式で、以下の点が異なっているという事例があります。**
 - ・**減価償却方法(期間・残存価値)**
 - ・**対象とする費目(普及啓発費用等)**
 - ・**収入控除の有無(資源売却収入)**
 - ・**退職給付引当金繰入額相当額算入の有無**